**令和４年度茨城県共同募金会地域福祉特別助成（Ａ）（Ｂ）交付要項**

１　対象団体

　　県内に所在し、県民を対象として２に記載の対象事業を行う社会福祉法人、ＮＰＯ法人、自治会、ボランティアグループ、任意団体等。ただし、申請時に活動を開始してから概ね１年以上を経過している団体とします。

２　対象事業

|  |  |
| --- | --- |
| 特別助成（Ａ） | 主として地域住民の連携や交流等を目的として行われる福祉活動や啓発事業  （助成事業例）  ・交流大会の開催（福祉大会を含む）  ・高齢者サロンの開催  ・関係者のネットワークづくり事業  ・相談事業や福祉人材育成等を目的とした研修会 |
| 特別助成（Ｂ） | 地域の防災、防犯対策を促進するための事業活動  （助成事業例）  ・防災倉庫の整備や防災備品の購入や防災訓練の実施  ・防犯活動に必要な物品の購入や研修の実施 |

３　助成額

事業に必要と認められる経費について、予算の範囲内で次のとおり助成します。

|  |  |
| --- | --- |
| 地域福祉特別助成（Ａ） | 事業費の８０％以内で３００，０００円以内 |
| 地域福祉特別助成（Ｂ） | 事業費の７０％以内で２５０，０００円以内 |

４　助成金の交付申請

　　助成金の交付を受けようとする団体は、助成申請書（様式１号）に指定の書類を添付し、団体所在地の市町村共同募金委員会に２部提出してください。

**申請受付期間　令和４年４月１日　～　令和４年５月２０日**

５　助成金の交付決定

　　申請者あて通知するとともに本会ホームページで公表します。

６　助成金の支払

　　助成金は、助成事業が終了しその額が確定した後に支払うものとします。

　　ただし、事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、請求に基づき助成金を全額概算払いします。

７　助成金の請求

　　助成事業者は、事業完了後１カ月以内若しくは令和５年３月３１日までに実績報告書と収支決算書を添えて助成金交付請求書を会長に提出しなければなりません。

８　助成金の取り消し

　　会長は次の各号に該当すると判断したときは、助成金の全額または一部を取り消すことができます。

（１）助成金を申請した使途以外の用途に使用したとき

（２）事業を中止したとき及び事業を実施する見込みがなくなったとき

（３）その他会長が不適と認めたとき

１１　助成金の返還

　　助成金の額の確定後、助成金に残金が生じた場合は返還しなければなりません。

１２　その他

　　この助成金の収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿は、事業完了後５年間保管しなければなりません。

　その他、本助成に関する事項は「茨城県共同募金会地域福祉特別助成方針」に定めるところによります。

|  |
| --- |
| 【問合せ先】  社会福祉法人　茨城県共同募金会  　〒310-0851　水戸市千波町１９１８　茨城県総合福祉会館内  ℡　０２９－２４１－１０３７　ＦＡＸ　０２９－２４４－１９９３  e-mail　iba-cc@atlas.plala.or.jp |